

市町村からの申請等に対する許認可等の基準・標準処理期間

(平成12年4月12日構造改革推進室決定)

法令名	地方自治法	根拠条項	第284条第3項
許認可等の内容	広域連合の設置の許可		
法令の定め	<p>普通地方公共団体及び特別区は、その事務で広域にわたり処理することが適当であると認めるものに関し、広域にわたる総合的な計画（以下「広域計画」という。）を作成し、その事務の管理及び執行について広域計画の実施のために必要な連絡調整を図り、並びにその事務の一部を広域にわたり総合的かつ計画的に処理するため、その協議により規約を定め、前項の例により、総務大臣又は都道府県知事の許可を得て、広域連合を設けることができる。この場合においては、同項後段の規定を準用する。</p>		
許認可等の基準	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 許可申請に至るまでの手続きが適法に行われていること。</li> <li>2 規約の内容が適法であること。</li> <li>3 広域にわたり処理することにより、住民の福祉の増進に効率化を図ることができること。</li> </ol>		
標準処理期間	総期間 20日（注：休日は含まない） 経由機関 日 [機関名：] 協議機関 日 [機関名：] 処分機関 20日 [機関名：総合振興局及び振興局地域創生部地域政策課]		
所管部課	総合政策部地域行政局市町村課（行政係）（内線 23-528）		
備考	・2以上の総合振興局及び振興局の所管区域にわたるものについては、総期間24日、経由機関4日（地域創生部地域政策課）、処分期間20日（総合政策部地域行政局市町村課）		